第５章　計画の推進に当たって

１　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。

また、地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

（１）市民の役割

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。市民一人一人が地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。

また、自らの地域を知り、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話合い、声掛けや挨拶、見守りなど、日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。

（２）自治会、自主防災組織等の役割

自治会等は、市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。

また、支え合い・助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。

（３）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害者、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて市民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへつなげるパイプ役としての機能も期待されています。

（４）ボランティア団体、NPO 法人の役割

ボランティア団体や NPO 法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによっては満たすことができない福祉ニーズに対応し、生活課題を充足することが期待されています。

（５）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を生かし、ボランティア体験や様々な人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

さらに、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。

（６）市の役割

市は、地域福祉計画に基づき、市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

また、保健・福祉分野を始め、環境、教育、防災、防犯等、様々な分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

（７）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動への住民参加の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取組を行います。

また、市民、地域関係機関、団体、事業者等との調整役となるとともに、社会福祉協議会の組織の機能強化を図り、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的な事業展開を図ります。

2　計画の進行管理体制

（１）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の設置

地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項を協議します。

（２）熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議の設置

市と社会福祉協議会の関係部署で組織した推進会議を設置して、本計画の進捗状況に関する調査を行い、推進委員会へ報告するとともに、必要な資料の提供を行います。

3　計画の評価

（１）事業進捗状況の管理

年１回程度、主に数値項目の達成状況を評価指標として、事業担当課による進捗状況の管理・評価を行います。

なお、評価指標の現状値は令和 4 年度、目標値は令和 10 年度時点の数値を掲載していますが、数値項目の設定等は、計画期間途中においても、状況に応じて、適宜、見直しを行うものとします。

（２）計画の評価

本計画の計画期間中、中間年度及び最終年度において、推進会議での点検・評価を経て、推進委員会が計画全体の最終評価を行うものとします。

資 料 編

計画の策定過程

（１）推進委員会

	年 月 日	内 容
第１回	令和５年　８月１７日	（１）第４次計画の概要について （２）アンケート調査結果について （３）第３次計画取組状況について （４）今後のスケジュールについて
第２回	令和５年１１月３０日	（１）第４次計画（素案）について （２）今後のスケジュールについて
第３回	令和６年　２月２６日	（１）パブリックコメントの結果について （２）第４次計画（案）について

（２）推進会議・作業部会

	年 月 日	内 容
第１回	令和５年　８月　３日	（１）第４次計画の概要について （２）アンケート調査結果について （３）第３次計画取組状況について （４）第４次計画「現状と課題」及び「取組事業」について （５）今後のスケジュールについて
－	令和５年８～９月	（１）「基本施策の展開」「取組事業」の検討について
第２回	令和５年　９月２８日	（１）第４次計画（素案）について
－	令和５年１０月～ 令和６年　１月	（１）第４次計画（素案）の検討・修正
－	令和６年　２月	（１）パブリックコメントの結果について （２）第４次計画（案）の検討・修正

第４次熊谷市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく第４次熊谷市地域福祉計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、第４次熊谷市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について意見聴取及び助言を行う。

（１）第４次計画の策定に関すること。

（２）第４次計画の推進及び調整に関すること。

（３）その他、地域福祉施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）市議会議員

（２）学識経験者

（３）地域福祉等関係団体代表者

（４）福祉関係機関・施設代表者

（５）公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から第４次計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

第４次熊谷市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とし、第４次熊谷市地域福祉活動計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、第４次熊谷市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について意見聴取及び助言を行う。

（１）第４次計画の策定に関すること。

（２）第４次計画の推進及び調整に関すること。

（３）その他、地域福祉施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

（１）市議会議員

（２）学識経験者

（３）地域福祉等関係団体代表者

（４）福祉関係機関・施設代表者

（５）公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から第４次計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進委員会　委員名簿

（敬称略）

◎は委員長、〇は副委員長

No.	選出区分		氏名	職名
1	１号	市議会議員	〇 こしづか なほこ 腰塚　菜穂子	熊谷市議会議員
2	２号	学識経験者	◎ あらい としたみ 新井　利民	立正大学社会福祉学部 教授
3	３号	地域福祉等関係団体代表者	ばば こういち 馬場　康一	熊谷市自治会連合会 副会長
4			てらだ はるこ 寺田　治子	熊谷市民生委員児童委員協議会 会長
5			いちのせ まさあき 市野瀬　真章	熊谷市PTA連合会家庭教育委員会 顧問
6			ふじの ぎんぞう 藤野　銀三	熊谷市長寿クラブ連合会 会長
7			かたおか よしお 片岡　善生	NPO法人熊谷市身体障害者福祉会代表理事
8			たかだ さちこ 高田　佐知子	熊谷市子育て支援拠点連絡会 「くまっしぇ」書記
9			こんどう たかこ 近藤　隆子	熊谷市赤十字奉仕団 委員長
10			あおき ふじお 青木　富士雄	熊谷市ボランティア連絡会 会計監査
11			とみた てるお 富田　彰男	熊谷地区保護司会 会長
12	４号	福祉関係機関・施設代表者	いがらし としゆき 五十嵐　利行	埼玉県北部福祉事務所 副所長
13			かわた なりふみ 河田　成史	（社福）熊谷福祉会 大里広域地域包括支援センターはなぶさ苑　管理者
14			とづか まさとし 戸塚　政利	（社福）黎明会 施設長
15	５号	公募市民	いとう 伊藤　さやか	

第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進会議設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく第４次熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画（以下「第４次計画」という。）の策定及び推進に当たり、庁内の関係部署及び熊谷市社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）現行の熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画の問題点等の抽出及び検討に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、第４次計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

２　委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は熊谷市社会福祉協議会事務局長の職にある者、委員は別表第１に掲げる課等の副課長又は担当係長をもって充てる。

３　委員長は、会を主宰し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（作業部会）

第５条　推進会議に作業部会を設置し、作業部会に部会長及び部会員を置く。

２　部会長は、福祉総務課長をもってこれに充て、部会員は、別表第２に掲げる課等の委員又は職員をもってこれに充てる。

３　作業部会は、第２条に規定する推進会議の事務のうち、委員長が指示した事務を行う。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課及び社会福祉協議会事務局において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、第４次計画の計画期間満了の日にその効力を失う。

別表第１（第３条関係）

1	市長公室	政策調査課
2	市長公室	広報広聴課
3	市長公室	危機管理課
4	総合政策部	企画課
5	市民部	市民活動推進課
6	市民部	安心安全課
7	市民部	男女共同参画室
8	市民部	健康づくり課
9	市民部	熊谷保健センター
10	市民部	母子健康センター
11	福祉部	福祉総務課
12	福祉部	生活福祉課
13	福祉部	長寿いきがい課
14	福祉部	障害福祉課
15	福祉部	こども課
16	福祉部	保育課
17	環境部	環境政策課
18	環境部	環境推進課
19	環境部	環境美化センター
20	都市整備部	都市計画課
21	都市整備部	公園緑地課
22	建設部	維持課
23	建設部	営繕課
24	大里行政センター	
25	妻沼行政センター	
26	江南行政センター	
27	教育委員会	教育総務課
28	教育委員会	学校教育課
29	教育委員会	社会教育課
30	教育委員会	中央公民館
31	教育委員会	熊谷図書館
32	消防本部	警防課
33	社会福祉協議会	事務局
34	社会福祉協議会	熊谷支所
35	社会福祉協議会	江南支所・大里支所

別表第２（第５条関係）

1	市長公室	政策調査課
2	市長公室	広報広聴課
3	市長公室	危機管理課
4	総合政策部	企画課
5	市民部	市民活動推進課
6	市民部	安心安全課
7	市民部	男女共同参画室
8	市民部	健康づくり課
9	市民部	熊谷保健センター
10	市民部	母子健康センター
11	福祉部	福祉総務課
12	福祉部	生活福祉課
13	福祉部	長寿いきがい課
14	福祉部	障害福祉課
15	福祉部	こども課
16	福祉部	保育課
17	環境部	環境政策課
18	環境部	環境推進課
19	環境部	環境美化センター
20	都市整備部	都市計画課
21	都市整備部	公園緑地課
22	建設部	維持課
23	建設部	営繕課
24	大里行政センター	
25	妻沼行政センター	
26	江南行政センター	
27	教育委員会	教育総務課
28	教育委員会	学校教育課
29	教育委員会	社会教育課
30	教育委員会	中央公民館
31	教育委員会	熊谷図書館
32	消防本部	警防課
33	社会福祉協議会	事務局
34	社会福祉協議会	熊谷支所
35	社会福祉協議会	江南支所・大里支所

第 4 次
熊 谷 市 地 域 福 祉 計 画
熊 谷 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

令和６年３月

発行　熊谷市 / 熊谷市社会福祉協議会
編集　熊谷市福祉部福祉総務課
〒360-8601　埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
電話:　048-524-1111
FAX:　048-525-7718

社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会
〒360-0203　埼玉県熊谷市弥藤吾2450番地
熊谷市役所妻沼行政センター内
電話:　048-588-2345
FAX:　048-588-2815





「熊谷染型紙」のデザイン使用しています。

© 熊谷市